◎新潟県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和2年4月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市西山町坂田字下り水2173番3から	新	10.4~20.0メートル	299.9メートル
同市西山町坂田字下り水2305番1まで	旧	10.4~20.0メートル	299.9メートル